

## 日本小児科学会福井地方会会則

平成 25 年 3 月 9 日改定

- 第 1 条（名称） 本会は日本小児科学会福井地方会と称する。
- 第 2 条（目的） 本会は小児科学ならびに小児医療・保健の幅広い分野に関する研究成果を発表・討論し、専門知識の増進と普及、技術の交流に貢献する事を目的とする。
- 第 3 条（集会） 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。  
1 項：本会は学術集会を開催する。  
2 項：本会は総会を年 1 回開催する。  
3 項：その他、本会の目的達成に必要な事業を行う。
- 第 4 条（会員） 本会の会員は本会の趣旨に賛同し、入会手続きを経て、所定の会費を納入した者とする。  
会員は本会の学術集会で研究発表をすることが出来る。  
退会を希望するものは所定の退会届けを本会事務局に提出する。
- 第 5 条（役員及び職務） 1 項：本会に次の役員を置く。  
会長 1 名  
委員 若干名  
会計 1 名  
監事 2 名  
顧問 若干名  
2 項：役員会は役員で構成され本会の運営を企画・立案する。  
3 項：委員は総会で選出し、任期は 2 年として再任はさまたげない。
- 第 6 条（会長） 1 項：会長は委員の互選で定める。  
2 項：会長は日本小児科学会福井地方会を代表し、各委員と協議して会の運営を計る。
- 第 7 条（顧問） 1 項：会長経験者を顧問とする。
- 第 8 条（委員） 1 項：委員は会員の中から選出する。  
2 項：委員は総会の議決に基づいて会務を執行する。
- 第 9 条（会計） 1 項：会計は会長が委嘱する。  
2 項：会計は年一回総会において会計報告を行う。  
3 項：本会の経費は、会員の会費および寄付金をもってこれにあてる。

4項：会計年度は4月1日から翌年3月31日とする。

第10条（監事） 1項：監事は委員の中から選出する。  
2項：監事は本会の財務、業務を監督する。

第11条（会費） 本会の会費は年1,000円とする。

第12条（事務局） 本会の事務局は福井大学医学部病態制御医学講座小児科学に置く。

〒910-1193 福井県吉田郡永平寺町松岡下合月 23-3  
福井大学医学部病態制御医学講座小児科学内  
日本小児科学会福井地方会事務局

第13条（会則変更） 本会則は総会の承認を経て変更できる。